

令和3年度（2021年度）
第4回公共事業評価専門委員会
会 議 録

日 時：令和3年7月28日（水）9：30～14：40
場 所：北海道第二水産ビル4階 4S会議室

【出席者】

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	内田 賢悦	北海道大学大学院工学研究院教授
副委員長	渡部 要一	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
委 員	柏木 淳一	北海道大学大学院農学研究院講師
委 員	厚井 高志	北海道大学広域複合災害研究センター准教授
委 員	千葉 智	千葉智公認会計士事務所所長
委 員	中前 千佳	(一社)北海道開発技術センター主任研究員

【事務局（北海道）】

総合政策部計画局計画推進課長
総合政策部計画局計画推進課課長補佐
建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長
建設部建設政策局建設政策課主幹

川村 秀明
上坂 勇人
中野 雅博
今堀 浩一
ほか

1 開会

2 議事

(1) 過年度公共事業（大規模等）事前評価対象地区の事業採択結果報告について

【事務局（総合政策部計画推進課）】

令和2年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針10の規定に基づき、過年度に公共事業（大規模等）事前評価（以下、「事前評価」という。）を行った地区について、事業採択の状況や事業採択時点の事業計画等を本委員会に報告するもの。

該当地区数は、令和元年度実施方針に基づく事前評価実施地区27地区のほか、平成29年度実施方針に基づく事前評価実施地区のうち、令和元年度に事業採択が行われなかった2地区の計29地区で、内訳は令和元年度事前評価27地区のうち、農政部所管が22地区、建設部所管が5地区、平成29年度事前評価の2地区はいずれも建設部所管。

また、地区数の内訳は、「採択遅延」が2地区、「内容変更あり」が24地区、「内容変更なし」が5地区で、平成29年度事前評価の2地区は複数項目に該当するため、内訳の合計は29にならない。

資料1に基づいて各部より事業採択結果を報告。ただし、整理番号25番の知床公園羅臼線地区、整理番号27番の（仮）啓南地区、整理番号28番の啓北地区、整理番号29番の（仮）日新町地区は、事前評価時点と事業採択時点で内容に変更がなかったため建設部からの報告を省略。

【農政部農村計画課】

整理番号1番～22番の農政部所管事業22地区に係る事業内容等の変更箇所について、資料1に基づいて説明。

【建設部道路課】

整理番号23番と24番の2地区に係る採択遅延の理由や事業内容等の変更箇所について、資料1に基づいて説明。

【建設部河川砂防課】

整理番号26番の地区に係る事業内容等の変更箇所について、資料1に基づいて説明。

《 質 疑 》

【中前委員】

整理番号8番の御上谷地地区について、B/Cが1.52から1.17に減少した大きな要因は作物の見直しとのことだったが、どのように作物が見直しされてB/Cが減少したのか、詳しく聞かせてもらいたい。

【農政部農村計画課】

当初、当該地区では大豆、ねぎ、ほうれんそう、にんじん等の高収益作物を作付予定であったが、受益者との打合せの結果、これらの作物から水稻にシフトするという意向があってB/Cが減少した。

【中前委員】

了解した。

【内田委員長】

資料1を全体的に見ると農政部所管事業は内容変更ありの比率が高くなっており、これは例年議論されているところ。内容の変更は農家の意向の変化によるもので、今回も評価終了後に

農家の意向を再確認してみたところ、結構変わってしまったというものであるが、それが本当にやむ得ないものかどうかが本委員会でいつも話題に挙がるため、事前評価終了後における要望変更を受けざるを得ないものなのかを説明してもらいたい。

【農政部農村計画課】

土地改良事業は他の一般的な公共事業と異なり、受益農家の要望を踏まえた申請に基づき、私的財産である農地の基盤整備を行い、費用の一部を受益農家から徴収するといった特性がある。

整備については、農地の整備といった私的な側面のほか、用水路や排水路等の整備といった公的な側面があり、二面性を有していると言われている。公的な整備に当たっては十分に計画性を持つ必要があるが、農地の整備は受益農家の申請に基づくことから、必要性等を十分に検討した結果として生じる受益農家の一定の要望変更はやむを得ないと考えている。

【内田委員長】

そうであれば、例えば当初の申請時に、以後の変更の申請は認めないとするのは難しいのか。

【農政部農村計画課】

当初の申請は採択前年度の11月に行うが、変更内容が適切な場合、変更を認めないことで問題が生じるため、関係する受益農家と十分に打合せして、内容を吟味し、場合によっては追加の調査も行って、適切だと判断されれば変更を認めざるを得ない。

【内田委員長】

例えば整理番号6番の円山地区では、事前評価時に要望のなかった2haが事業採択時では追加となっており、普通に考えると適切ではないと思うが、いかがか。

【農政部農村計画課】

円山地区における事前評価時から事業採択時の受益面積2haの増加については、1人の受益農家の息子が急遽、地区外から戻って後を継ぐことになり、それであればもう少し前向きに整備したいという話になったことから、地域全体の整備水準も向上すると判断して追加の要望を取り込んだ。

【内田委員長】

了解した。

【渡部副委員長】

B/Cについては、例えば整理番号24番の山花鶴丘線地区では、軟弱地盤の改良を同時施工することで事業費を抑え、それによってB/Cが増加している。

一方で、数字が小さいためにB/Cの数字が敏感に変動するのかもしれないが、農政部所管の地区は事業内容がそれほど変わっていないにもかかわらず、B/Cだけ変化している。このことは、例えば物価の変動や作付作物の違い等もあると思われ、その上、規模が小さいためにB/Cが敏感に変動するのかもしれない。しかしながら、あまりにも敏感に変動するようだとB/Cというパラメータ自体があまり意味をなさなくなってくると思われ、辻褄が合うようにいくらでも諸元等を調整できるといったようなことを言われかねないと思うが、農政部所管事業のB/Cの信頼度というか、どれぐらい作付作物を変更できるものなのか。事業費が相対的に安いというのはあると思うが、B/Cの変動が敏感すぎて、これが指標になるのかならないのかということに疑問を感じたため、そのあたりを説明してもらいたい。

【農政部農村計画課】

作物の関係は説明が足りなくて申し訳なかったが、毎年市場動向によって農家を作る作物のトレンドも当然変化する。各地域では農協等によって、ある程度、長期的なスパンを持って作物の作付計画を策定するため、事業に当たっては農協等と地域の作付計画を十分に打合せして、その実現に必要な基盤整備を事業計画に反映させているが、作付体系は年ごとに若干変わ

るため、その時点における最新の作付体系でB/Cを算定しており、事前評価の基準日と事業採択前年度で年度が替わることから作付体系が変わり、統計を基に設定している単収や単価も年度によって変動するものの、B/Cがそれほど敏感に変動することはないが、様々な要因の積み重ねによって事前評価時と事業採択時でB/Cの変動が生じている。

【渡部副委員長】

意図的な数字の操作がなければよく、そこはしっかりと対応してもらいたいと思う。

【内田委員長】

毎回のことだが、農政部所管事業は事前評価終了後から事業採択時までのわずかな期間で全ての地区において内容変更が生じており、このようなことが続くようであれば改めて評価する必要があるのではないかといった議論が当然出てくると思われる。このため、一度評価を受けたものは可能な限り評価後に内容変更がないようにしてもらわないと、受益農家の意向だけで内容を変更されると公共事業評価専門委員会自体の意義が分からなくなることから、毎年要請しているが改善の兆しがないため、是非、留意して対応してもらいたい。

(2) 令和3年度公共事業評価における実施方針（案）について

【事務局（総合政策部計画推進課）】

資料2～5の実施方針（案）及び様式（案）について、昨年度からの変更点を説明。

実施方針（案）の変更点は、再評価及び事前評価に共通する内容として、維持管理及び災害復旧等に係る事業を評価の除外事業に位置付け、公共事業評価専門委員会の意見等を踏まえた関係省庁の要件に誘導する文言の削除、様式の提出時期や作成方法を調書等記載マニュアル（以下、「記載マニュアル」という。）で示すことによる文言の修正、二次政策評価の視点に一次政策評価の「評価の視点」以外の必要な項目に係る文言の追加、様式番号の記載から様式名の記載に修正、組織機構改正に伴う局名の修正、軽微な文言や項番・項目名の修正、年度や日付の変更。

再評価における実施方針（案）の変更点は、長期間又は一定期間の表記を具体的年数に修正（一次政策評価の実施方針（以下、「一次実施方針」という。）3(1)～(4))、採択後の1回目の再評価（未着手又は未着工の場合を除く。）を一律5年に修正（一次実施方針3(2))、採択前の準備・計画段階における対象事業の追加（一次実施方針3(3))、再評価実施後の経過時点の修正（一次実施方針3(4))、事業費に係る新たな要件の設定（一次実施方針3(5))、形骸化していた要件の廃止（令和2年度の一次実施方針3(3))、除外要件に係る適用範囲の見直し（一次実施方針3(7))、除外要件に評価対象年度完了見込みの地区を追加（一次実施方針3(7)ア）、農政部所管事業に係る手続等の開始時期の削除（令和2年度の一次実施方針6）、一次実施方針3(7)アの修正に伴う報告対象地区の修正（一次実施方針8(2))、報告事項の一括り化による大項目の削除・中項目の追加・文言の修正（一次実施方針8(4)・(5))、一次実施方針3の見直しに伴う二次政策評価方法の決定の追加（二次政策評価の実施方針（以下、「二次実施方針」という。）3(2))及び評価の実施方法の修正（二次実施方針3(3))、一部の様式名の修正。

事前評価における実施方針（案）の変更点は、報告事項の一括り化による大項目の削除・項目名の修正・中項目の追加・文言の修正（一次実施方針8）、再評価の一次実施方針3(5)に伴う事業費大幅変更に係る対象地区の修正（一次実施方針8(2))、事業完了後の報告に係る実施年の追加（一次実施方針9(4))。

再評価の様式（案）に共通する変更点は、様式間における同一内容の項目名の統一（前回評価、今回評価、事業内容、累計事業費）、年度の更新。

再評価の様式1については、実施方針の変更に伴う様式名の変更、「当該年度事業費」の削除、道費分に係る項目名の修正、「増減額」・「左記のうち自然増」・「自然増除外時の増減額」の追加、「再評価対象区分」欄の記入方法を記載マニュアルに誘導する内容に修正、記載例の修正。

再評価の様式2については、表外下段における※印の記載内容の修正。

再評価の様式3については、Iの「工事費内訳」への「計」の追加、IVの「(2)進捗状況」を記載マニュアルに基づいて判定する内容に修正、IVの「2.事業効果」の余白における記載内容を前回評価の算定時からの費用便益比の変更理由（変更内容）に修正、軽微な文言の修正。

再評価の様式4については、実施方針の変更に伴う様式番号と様式名の変更、「変更理由」及び「対応経過」の削除、「事業費増額要因」の追加、軽微な文言の修正。

再評価の様式5については、実施方針の変更に伴う様式番号の変更、道費分に係る項目名の修正、表外下段における※印の記載内容の修正、軽微な文言の修正。

再評価の様式6については、実施方針の変更に伴う様式番号の変更、2段書き箇所の上段と下段の内容を表外上段に移動、軽微な文言の修正。

事前評価の様式（案）に共通する変更点は年度の更新。

事前評価の様式1については、「事前評価対象区分」の記入方法の修正。

事前評価の様式2については、表外下段における※印の記載内容の修正。

事前評価の様式3については、Ⅰの「工事費内訳」への「計」の追加、Ⅱの「6. 妥当性」に【地域の動向・意向】・【事業関係手続】・【コスト縮減の取組】を表示、Ⅱの「8. 事業特性による特記事項」に【協議・調整状況】と【その他】を追加、軽微な文言の修正。

事前評価の様式4については、「事前評価年度」の追加、表外下段における※印の記載内容の修正、「摘要」欄の記入方法を記載マニュアルに誘導する内容に修正。

事前評価の様式5については、軽微な文言の修正。

事前評価の様式6については、表外上段における「中段」の定義の修正・追加、「成果・効果等」への項目の表示、「成果・効果等」への項目の表示に伴う記載例の修正。

《 質 疑 》

特になし。

《 審議結果 》

実施方針（案）について了承。

(3) 公共事業再評価対象地区

① 再評価対象地区に係る報告について

【事務局（総合政策部計画推進課）】

今年度は再評価の対象要件を大幅に見直した結果、対象地区数は159地区。

内訳は、事業採択後5年経過時点で未着手（建設部所管事業の場合は未着工）のみに該当する地区が1地区、事業採択後5年経過時点で継続中のみに該当する地区が64地区で、このうち高進捗率又は主要工事完了に該当する地区が3地区、事業採択後5年経過時点で継続中と直近評価の事業費から10億円以上増額の両方に該当する地区が15地区で、このうち高進捗率又は主要工事完了に該当する地区が2地区、再評価後5年経過時点で継続中のみに該当する地区が15地区、再評価後5年経過時点で継続中と直近評価の事業費から10億円以上増額の両方に該当する地区が7地区、直近評価の事業費から10億円以上増額のみ該当する地区が9地区、評価対象年度の翌年度までに完了見込みのうち令和4年度に完了見込みの地区が48地区。

159地区から評価の対象外となる令和4年度に完了見込みの48地区を除くと111地区となり、第3回公共事業評価専門委員会で示した直近5か年の年平均33.8地区の3倍以上。

159地区の評価の要否について、令和4年度完了見込みに該当の48地区は再評価不要、高進捗率又は主要工事完了に該当の5地区は本委員会で再評価の要否を決定し、残りの106地区は再評価が必要。

資料6の自然増について、算出方法の概略を対象地区数の多い農政部と建設部から簡単に説明。

【農政部農村設計課】

農政部所管事業における自然増の算出方法について説明。

まず、農政部所管事業の自然増は、工種ごとの当該年度以降残に対して工種ごとの自然増率を乗じたもので、自然増率は北海道が発行する労務単価や資材単価等のほか、農林水産省から示される工種別の材料費や労務費等の構成割合を用いて前年度及び本年度単価を比較し

て毎年度算出している。このため、労務単価や資材単価等は年度ごとに異なり、その構成割合も工種ごとに異なるため、各地区における自然増率が異なっている。

【建設部河川砂防課】

建設部河川砂防課所管事業における自然増の算出方法について説明。

自然増については、昨年度までの再評価時には物価上昇による事業費の増と説明していた部分で、算出方法は農政部所管事業と類似しているが、各工種の代表的な単価を用いて機械費、労務費、材料費等の各単価の構成比ごとに物価の上昇率を乗じて、それを基に残工事に対して物価上昇による事業費の増額を算出し、それを自然増としている。

《 質 疑 》

特になし。

【内田委員長】

(3) ①の再評価対象地区に係る報告は以上とする。

② 評価実施翌年度完了見込み地区に係る報告について

【事務局（総合政策部計画推進課）】

再評価における一次実施方針3(7)アでは、『既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価対象年度の翌年度までに完了する見込みの地区は評価対象から除く』地区となっており、このうち翌年度に完了する見込みの地区について、残っている事業内容等を本委員会に報告するもの。

評価対象年度の今年度に完了予定の地区については、既に最終年度の予算が付いており、完了年度の延伸が生じることとはまずないことを踏まえ、本委員会での報告を省略。

今回の報告地区は、農政部所管が39地区、水産林務部所管が5地区、建設部所管が4地区の合計48地区で、いずれの地区も令和4年度に完了する見込み。

資料7に基づいて、各部から各地区の内容等を説明。

【農政部農地整備課・農村整備課】

整理番号1番～39番の地区に係る事業経過や来年度の事業予定内容等について、資料7に基づいて説明。

【水産林務部漁港漁村課・森林整備課・治山課】

整理番号40番～44番の地区に係る事業経過や来年度の事業予定内容等について、資料7に基づいて説明。

【建設部道路課・河川砂防課】

整理番号45番～48番の地区に係る事業経過や来年度の事業予定内容等について、資料7に基づいて説明。

《 質 疑 》

【柏木委員】

農政部は該当地区数が多いため、一部の地区のみの説明となっているが、説明の基準というのは進捗率80%以下という理解でよいか。というのは、該当地区が本委員会で承認されると評価の対象外になるとのことだが、資料を見る時間も取られておらず、何のために資料7を作成したのかというのがあり、全地区の説明は時間の無駄かもしれないが、資料は事前に配布されているものの、この場で資料7を見る時間も必要かと思われる。

【農政部農地整備課】

進捗率 80%以下の地区を抜粋して説明した。

【内田委員長】

進捗率 80%以下の地区に絞って説明したということで、資料を見る時間がないため短時間で判断することは難しいと思うが、確認すべきポイントとして、進捗率があまり高くない一方で資料 7 の R4 年度事業予定内容の事業費（以下、「R4 事業費」という。）が多い地区は注意した方がよい。例えばこれまで 10 年を掛けて事業を進めてきて、それに対して最終年度の R4 事業費が大幅に増加しているような地区は、本当に令和 4 年度の内容が実施可能かどうかを確認するのがいいと思う。

農政部から追加で他に説明するような内容はないか。

進捗率 80%以下の地区を一律で説明したと思っているが、例えば説明のなかった整理番号 9 番の西幌地区は R4 事業費が 5 億 2 千 9 百万円で、単年度にしては多いような印象を受けるため、これについて説明してもらいたい。

【農政部農地整備課】

最終年度の令和 4 年度は 5 億 2 千 9 百万円を計上し、区画整理、用水路、排水路を実施予定である。総事業費 59 億 2 千 6 百万円、事業工期 10 年間に対して 5 億 2 千 9 百万円のため、それほど多いという印象はなく、今のところ確実にこの内容で終わらせると思っている。

【柏木委員】

補足説明を求めることで承認ということでよいか。

それでは 1 つ確認で、整理番号 17 番の駒島地区では令和 4 年度に区画整理が 34ha 残っているが、工事が天候にも左右されそうな状況で全て令和 4 年度に完了できそうか。

【農政部農地整備課】

区画整理 34ha で 2 億 1 千 3 百万円となっており、ha 当たり単価はそこまで高くなく、大きな切り盛りが生じるところではないため、令和 4 年度に終わると思っている。

【柏木委員】

了解した。

畑の区画整理で切り盛りが多いと思われ、34ha の面積が残っていたため、心配で質問させてもらった。

【内田委員長】

翌年度完了見込みの地区は再評価の対象外となっているが、本委員会での議論によって最終年度の事業規模等に問題がありそうであれば、再評価の対象にするという判断はあり得るのか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

公共事業評価専門委員会の判断で再評価の対象とすることはあり得る。

【内田委員長】

再評価を行わずに完了することになる地区であるため、資料 7 をしっかりと確認してもらいたいと思う。

【千葉委員】

農政部からは進捗率 80%以下の地区を説明されたが、これらは事業内容の変更後にほぼ予定どおりに進捗しているのか、あるいは令和 4 年度に結構しわ寄せされているのかを教えてください。

また、整理番号 20 番の美蘭別地区について、最終年度に 8 億 3 千 9 百万円という多額の事業費が計上されているが、最終年度にこれほどの事業費を計上している施工上の理由等があるのであれば教えてください。

【農政部農地整備課】

最初の質問に対して、事業費が変動している地区はあるが、おおむね順調に進んでいる。

2つ目の美蘭別地区の質問については、事業推進に当たっての支障の有無をこの場では回答できないため、確認してから回答させてもらいたい。

【千葉委員】

何らかの施工上の理由により、当初から資料7のR4年度事業予定内容を最終年度に予定していて、それが偶然に多額だったという話なのか、あるいは何かしらの問題があって最終年度に8億3千9百万円という事業費になってしまったのか、それを教えてもらいたい。

【農政部農地整備課】

特に大きな変更はないが、R4年度事業予定内容は管路工事で、道路を通すなどの支障案件があり、支障が解消されないと工事できなかったが、全ての支障案件が解消できたことから、あとは延長14kmの管路工事を淡々と進めていける見通しがついた。

【千葉委員】

元々は最終年度に一括して14kmの管路を施工する計画ではなかったということか。

【農政部農地整備課】

そのとおり。

計画段階ではある程度均等に進めていきたいという考えがあるが、支障案件があって、その手続に時間を要して後半に施工することになったということ。

【千葉委員】

令和4年度の完了に問題ないという理解でよいか。

【農政部農地整備課】

そのように判断して進めている。

【千葉委員】

了解した。

【渡部副委員長】

今の千葉委員の質問は非常に重要な点を突いていると思われ、翌年度完了見込みの地区は再評価の対象外ということだが、結果的に翌年度に終わらなかったということが委員としては一番困る。

それを確認するのに例えば進捗率が1つの指標になるかもしれないが、今の説明のように様々な調整の結果、最終年度に結構な事業費が残っていて、それが完了するのであれば問題ないが、資料7の着目箇所がなかなか分かりづらい。このため、これまでの進捗率の変化等も表になっていると、千葉委員の質問のような予定どおりの進捗かどうかを判断することができると思うが、事務局としていかがか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

今の意見を踏まえ、各委員の意見を聞きながら来年度に向けて見直しをしていく。

【内田委員長】

今の渡部副委員長と千葉委員の意見と全く同じで、整理番号20番の美蘭別地区は平均的な年度事業費に対して最終年度は突出して事業費が大きくなっていて、本当に来年度に完了するのかというのがあり、粛々と進めれば来年度に完了するというような具体的な根拠を見せてもらわないと困るが、そういった根拠はあるか。

【農政部農地整備課】

根拠と言われても難しいが、発注時に管路14kmを1つの業者に出すのではなく、従来と同

様に、エリアごとに分割発注して執行に向けて進めていくことで来年度に完了させたいと思っている。

【内田委員長】

それは通常の手法ではないのか。

【農政部農地整備課】

そのとおり。

【内田委員長】

ポイントとして、渡部副委員長が言われたように、最終年度に比較的大きな事業費を計上して来年度に完了見込みとすれば再評価の対象外となるが、実際に完了しなかった場合を懸念している。実際にこれまで予定どおり進んでこなかったために最終年度にこれだけの大きな事業費が残っているわけで、資料7だけでは不明瞭なため、最終年度にきちんと完了できることを分かりやすいデータで示してもらいたいが、単年度で8億円の事業費というのはよくある予算規模なのか。

【農政部農地整備課】

ないことはない。

1地区で単年度11億円という予算を付けている地区もあり、1地区で8億円程度を付ける地区は多くはないが他にもある。

【柏木委員】

最終年度の管路14kmは地区全体の約3分の1だが、残りの3分の2は何年ぐらいで終わらせたのか。

支障案件の調整や用地交渉など、施工前の準備に時間を要したが、管路は1年間で3分の1ずつ施工してきたということを説明してもらえると安心できる気がする。

【農政部農地整備課】

資料を持ち合わせていないため、管路を1年間で何分の1施工してきたかは言えないが、誤解のないように説明させると、美蘭別地区の事業内容は管路のみではなく、配水池等の施設も多くあり、このような施設の整備に複数年を要することから、単純に年間の管路施工延長で説明できるものではない。

【柏木委員】

ただ、実際は管路の延長が3分の1残っているため、それを1年間で施工できるのかを確認したいという話である。

【農政部農地整備課】

資料を持ち合わせていないため、後ほど改めての回答ということによろしいか。

【内田委員長】

後ほど回答をお願いします。

整理番号22番の女満別南部地区も、最終年度のR4事業費が比較的突出して多いため、当該地区についてももう少し丁寧に説明してもらいたい。

【農政部農地整備課】

女満別南部地区には畑地かんがいや排水路など様々な工種があるが、畑地かんがいにはリールマシンの購入費も計上されており、施工は主として区画整理を含めた面工種となっていて、例年の平均的な事業で進められるとの判断で来年度に完了できると見込んでいる。

【内田委員長】

了解した。

R4事業費は他地区が2～4億円の範囲にある感じだが、それに対して美蘭別地区や女満別南部地区の7億円や8億円の予算は不自然に思うところがあり、なおかつ進捗率も7割強ぐらいしかないと考えると、来年度に完了するのか心配な印象があるが、他の委員の意見はいかがか。

翌年度完了見込み地区は原則として再評価の対象外だが、翌年度完了が困難と考えられる地区は再評価の対象とすることも可能とのことであるため、意見をいただきたいが、いかがか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

事務局からの補足で、翌年度完了見込み地区については、もし完了年度に変更が生じた場合、実施方針の規定に基づいて2月の公共事業評価専門委員会で変更内容や変更理由等を報告することになっている。これまで一度もそのような事例はないが、そのような取扱いになっている。

今年度に農政部所管の翌年度完了見込み地区が多いのは、再評価の対象要件で採択後の継続期間を従来の10年から5年に見直した影響である。まだ熟度が高まっていないため、一覧表の内容は来年度に向けて考えさせてもらいたい。

【内田委員長】

もし来年度完了が見込めない場合は来年2月の公共事業評価専門委員会で報告されて、そこで改めて議論する機会があるとのことでした。

【中前委員】

残事業費が多いのに来年度に完了予定の地区は、どのタイミングで来年度に完了できないと判断できるのか、それが非常に分かりにくい。現時点では来年度完了見込みと言えるが、それが困難と判断されるのはどの時点なのか疑問に思った。

また、整理番号28番の上幹線地区は進捗率が63.8%で、令和4年度には用水路が825m残っており、進捗率が悪い上にだいぶ進みが悪かったという印象を受ける。用水路の延長だけでは判断しにくいのかもかもしれないが、上幹線地区は整理番号29番の島津第2地区と比べると令和4年度の延長が同程度で事業費は3倍以上になっており、この要因も分かりにくい。

【内田委員長】

用水路の延長が同程度で事業費がだいぶ違う理由は何か。

【農政部農地整備課】

個別地区の資料は手元にないが、用水路は基本的に断面の大小で施工当たりの単価が変わり、上幹線地区は地区名に幹線と付くとおり断面が大きいことから、単価が高くなって工事費も自ずと上がるということ。

【中前委員】

残っている4割弱の延長を来年度のみで施工できるのか。

【農政部農地整備課】

これまでの進捗が悪かった要因として一部の仮設用地に係る用地交渉の難航があったが、解決の道筋が立ったことから、来年度完了に向けて進めていきたいと考えている。

【中前委員】

残りの4割弱が来年度に終わらないという判断は、どの時点で分かるというのはあるのか。これまで何年も掛けて進捗率63.8%だが、来年度に残りの全てを完了できるのか。

【農政部農地整備課】

上幹線地区に限らず、農政部所管事業の一般的な考えということによろしいか。

【中前委員】

構わない。

【農政部農地整備課】

1つ大きく影響を受けるのが予算である。これから夏に向けて概算要求があり、その後は概算決定で予算が決まってくるが、要求している予算の付き方や近年では補正予算の影響によって大きく変わってくる。補正予算が来ない、あるいは予算が要求したほど付かない場合は、自ずと完了年度を延期する地区がたくさん出てくるかと思われる。

もう1つが、先ほど美蘭別地区で管路の話をしたが、支障案件が解決できなかった場合には完了年度を延ばすことがあり得ると思われる。また、工事の内容によってはいくらでもできるというわけではないため、その辺を勘案して施工できない場合には完了年度を延ばすと思われる。管路14kmといっても、他にも同じような工事が管内に多くあった場合には施工できる業者がおらず、その場合には施工できないということ。そのような判断も出てくるため、1つの地区のみを考えて判断しているわけではない。

【中前委員】

了解した。工期が変更になる大きな理由がそこにあるということによく分かった。

【内田委員長】

そのような事情を踏まえた上で、資料7に掲載されている地区は全て来年度に完了できるということか。

【農政部農地整備課】

農政部としては現時点で来年度に完了すると思って進めている。

【内田委員長】

予算の話が出たため、美蘭別地区は来年度完了できるのか、むしろ不安になる。

事務局に確認だが、もしこれで来年度完了が困難となった時に、来年2月は令和4年度完了ができないという報告だけで終わるとのことか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

今いろいろと議論していただいているが、本当に来年度完了するのかといった話は事務局内でも話題に挙がっていた。そのようなことから、委員に理解していただけるよう、進捗の状況を含めて各部からきちんと説明するようお願いしていたが、いろいろと疑義があったということ。

一方で、先ほど上坂課長補佐から話があったように、本委員会での報告後に翌年度に完了していない事業はなかったという前例もある。

そのような中で、昨今いろいろと話に出ている、いわゆる評価逃れのために翌年度完了見込みに挙げて完了年度が更に延びるという話になっても本末転倒だと思っており、個人的なアイデアではあるが、仮に資料7に掲載された事業で来年度に完了しなかった地区があった場合、来年度の公共事業評価専門委員会でも完了できなかった原因を含めてきちんと評価するというのも1つのアイデアとしてあるかと思っている。

【内田委員長】

もしそのような対応が可能であれば、完了年度が延伸した場合に来年2月に報告して、来年度にきちんと評価することが可能であれば結構かと思う。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

再評価における一次実施方針3(7)アの要件として、用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がないことが大前提となっている。農政部から支障案件がある場合も完了年度が延びるといった話があったが、その場合、当該要件には該当しない。このため、来年2月であれば来年度予算が見えてきており、予算が付かない場合又は支障が生じた場合は完了年度の延伸が分かってくると思われるため、川村課長の話したとおり、来年2月に完了年度が延伸

した地区は報告を行い、必要に応じて再評価を行うということではいかがか。

【内田委員長】

了解した。

《 結 果 》

今回報告のあった 48 地区は再評価実施の対象外として決定。

③ 高進捗率又は主要工事完了地区に係る報告について

【事務局（総合政策部計画推進課）】

再評価における一次実施方針 3 (7) イの規定に基づき、『事業費の進捗率がおおむね 90%以上又は主要工事が完了している地区』が該当し、再評価実施の要否を本委員会で決定するもの。

今回の該当地区は、農政部所管の道営土地改良事業費（農地整備事業（経営体育成型））が 4 地区、水産林務部所管の漁港海岸保全事業（高潮対策事業）が 1 地区の計 5 地区で、いずれの地区も進捗率 90%以上に該当。

資料 8 と補足資料に基づいて、農政部と水産林務部より各地区の内容等を説明。

【農政部農地整備課】

整理番号 3 番、4 番、12 番、27 番の 4 地区に係る計画変更の経緯や事業の進捗状況等について、資料 8 と補足資料により説明。

【水産林務部総務課】

整理番号 64 番の松法地区に係る計画変更の経緯や事業の進捗状況等について、資料 8 と補足資料により説明。

《 質 疑 》

【柏木委員】

農政部の説明で質問だが、補足資料の「計画変更の経緯」で新たな地番の取込とはどのような意味か。その地域で工事をやってない場所が増えたということか。

【農政部農地整備課】

そのとおり。新しいほ場を追加したということ。

【柏木委員】

記載内容が難しくて分からなかった。

そうすると、例えば整理番号 12 番の東滝川第 1 地区では計画変更を 4 回も行っていて、それぞれ少しずつ地番を取り込んでいる。

内田委員長も議事（1）で言っていたように事前評価後から事業採択までも増えるが、事業採択後も施工していくうちに対象農地が徐々に増加する場合もあるというのは普通のケースなのか。金額的にはそれほど増えていないが、設計変更が頻繁に起こって、対象とする農地面積が微増していく印象を受けたが、毎年このように増えてくるものなのか。

【農政部農地整備課】

面積や金額の面でそれほど多い訳ではないが、東滝川第 1 地区ではどうしても離農や新たな土地の取得による事業参加等が若干出てきた。

【柏木委員】

地番を追加していくことは土地改良事業において問題ないのか。工期内で設計変更をきち

んと手続していれば、語弊はあるかもしれないが、いくらでも地番を取り込んで面積を増やすなど、フレキシブルに変更することは可能なのか。

【農政部農地整備課】

いくらでも取り込むという訳にはいかず、費用対効果や今の総事業費、その地区の考え方を踏まえて取り込んでいくケースもある。新たな地番を取り込んだ方がいいと思えば取り込んでいる。

【内田委員長】

土地改良法において、ある程度以上の金額という基準が決まっているのではないか。

【農政部農地整備課】

所定の面積を超えるなどすると重要な変更や軽微な変更になり、変更内容に応じた手続を踏んで事業を進めている。

【内田委員長】

土地改良法の変更該当しないと、委員からは頻繁に内容を変更しているように見えてしまい、農政部所管事業を厳しく確認するようになってしまいが、頻繁な内容変更に対して、ずっと指摘しているものの改まっていないように感じる。国の基準等はきちんと遵守しているように見えるが、公共事業評価はあまり気にすることなく、知らないうちに内容変更が行われているような感じがするため、冒頭で伝えたとおり、なるべく内容変更しないようにしてもらいたいというのが、恐らく公共事業評価専門委員会の委員全員の意見かと思う。

【内田委員長】

該当する5地区全てで進捗率が9割以上となっており、あと2年で完了する見込みのため特に問題ないと思われる。

《 結 果 》

いずれもは再評価の実施は不要として了承。

④ 事業費 10 億円以上増額地区に係る報告について

【事務局（総合政策部計画推進課）】

再評価における一次実施方針3(5)で、『直近の公共事業評価（今回は初めての公共事業評価の場合は事業採択時）における事業費から10億円以上の増額地区』を評価の対象としており、従来の要件から大幅に変更となったところ。

今回の該当地区は31地区で、部ごとの内訳は農政部16地区、水産林務部1地区、建設部14地区、事業種別では農地整備事業（経営体育成型）10地区、水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型）1地区、水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型）2地区、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（農地集積促進型））1地区、草地畜産基盤整備事業（草地整備型（公共牧場整備事業））2地区、水産基盤整備事業1地区、道路改築事業費の道路メンテナンス事業費補助、社会資本整備総合交付金、地域高規格道路が1地区ずつ、広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）8地区、河川総合流域防災事業費（社会資本整備総合交付金）1地区、海岸高潮対策費（社会資本整備総合交付金）2地区。

資料6と資料9に基づいて各地区の増額、自然増除外時の増額、事業費増額要因の該当項目数を説明。

事業費増額要因における該当項目数別の地区数は、1項目のみに該当が1地区、2項目に該当が7地区、3項目に該当はゼロ、4項目に該当が6地区、5項目に該当が4地区、6項目に該当が8地区で最も多く、最多の7項目に該当が5地区。

事業費増額要因における要因別の該当地区数を多い順に並べると、1番は自然増で31地区の全てが該当、2番目は主要工事以外の変更で22地区、3番目は積算・設計等の基準改定で

21 地区、4 番目は事業量変更で 20 地区、5 番目は整備手法変更で 17 地区、6 番目は調査・設計の追加・変更で 16 地区、7 番目は用地費・補償費で 11 地区、8 番目は施設規模変更で 4 地区、その他はゼロ。

《 質 疑 》

【千葉委員】

今日は個別に該当地区の審議をするのではなく、評価方法を定めるという理解でよいか。個別評価にするか一覧表評価にするかを定めるために、該当地区の内容を確認する必要があるれば質問するという理解でよいか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

該当地区の内容で事務局や担当課に対して確認したい内容があれば、質問することは全く問題ない。

【千葉委員】

整理番号 39 番の若佐地区について、前回評価と今回評価で区画整理は増えているものの、排水路は大幅に減少しているが、増額の要因を教えてください。

また、整理番号 47 番の訓子府中央地区と整理番号 78 番の恵庭栗山線地区は、いずれも延長や面積が前回評価から減少しているにもかかわらず事業費が 10 億円以上の増額となっており、増額の要因を簡単に教えてください。

【農政部農村計画課】

若佐地区について、排水路は話のあったとおり減少しているが、農道は一部延長が増加しているほか、区画整理も増えている。事業費の増額要因として大きいのは自然増だが、それに加えて面工事や営農用水の各工事でも結果的に事業費が増減している。

【農政部農地整備課】

訓子府中央地区について、指摘のとおり用水路が減少しているが、当該地区の用水路は畑地かんがいの末端散水施設も含めた内容となっており、用水路は全体的に事業費の増額が見込まれたため、農家や期成会と協議を行って末端散水施設の導入を優先し、一部の路線は地元の自助努力による管理として整備を見合わせたことによって事業量が減少した。また、事業費の増額要因としては、自然増のほか、仮設の工法変更、用水路に係るほ場までの配管方式の変更が挙げられる。

【建設部道路課】

恵庭栗山線地区の事業目的は、馬追橋という橋梁の老朽化が進んでいることから架け替えを行うものである。

前回評価の事前評価時は橋梁の架橋位置を現況の位置からずらした結果、前後の道路への接続をカーブの関係があつて少し長めに計画していた。実施設計を行ったところ、カーブまで影響が及ばないということで、現道への接続位置を平面、縦断ともに見直したところ、道路延長が短くなった。前回評価の事業費は全体事業費約 29 億円のうち約 26 億円が橋梁工になっており、道路工の費用はかなり少なかったため、道路工の減少による事業費への影響は少ない。

一方で橋梁については、前回評価では予備設計レベルだったが、事業採択後の実施設計や道路橋示方書の改訂、仮設工、河川協議等に変更となった部分があつて増額となっている。

【千葉委員】

これらの地区は原則として個別評価になると思われ、詳細は個別評価の段階で聞けるものと思われるため、概要説明としては了解した。

【渡部副委員長】

資料 9 の事業費増額要因にはその他を含めて 9 項目あり、多くの地区で事業量変更が該当

しているが、建設部所管事業では施設規模変更該当する地区もあり、事業量変更と施設規模変更の定義は曖昧なのか、厳格に区分されているのかを教えてください。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

記載マニュアルで事業費増額要因の各項目を定義しており、事業量変更は主要工事の延長、面積、箇所数の10%以上の変更としている一方、施設規模変更は規格や規模等の変更、いわゆる水路断面の変更、幅員の変更、杭長の変更としており、明確に定義付けしている。

【渡部副委員長】

多分間違っていないと思うが、例えば断面積が変わったということだと施設規模変更該当し、区画整理の対象地域が広がったということだと事業量変更該当する。一見すると両者はほとんど同じという気もするし、厳密には意味しているところは違うし、そこは間違いがないようにやってもらえれば良いと思う。

【中前委員】

整理番号82番の望月寒川地区と整理番号84番のポン川地区について、具体的な内容が分からない中での比較になってしまうが、総事業費には大きな違いがないものの、自然増が大きく違っている。自然増というのは通常は労賃、物価、消費税率の変動を指すため、自然増もそこまで変わらないはずではないかと直感的に思うが、なぜ両者で自然増の額が違うのか説明してもらいたい。

【建設部河川砂防課】

自然増は残工事に対する単価の変更となっているため、両地区の総事業費は同程度であるが、残りの事業量が望月寒川地区よりポン川地区の方がかなり多いということで、両者の自然増が大きく異なっている。

【中前委員】

了解した。

【千葉委員】

個別評価になると、要因ごとの増減額が最終的に様式3（再評価調書）に記載されると思われるが、資料9の事業費増額要因欄に増減額を記載することは技術的に可能なのか。そのようにした方が分かりやすいと思われ、今年度は別にして、今後に向けた改善が可能なのか教えてください。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

事務局としても事業費増額要因の該当項目に事業費を記載した方が分かりやすいと考えているが、今年度は事務作業的なスケジュールの都合もあって該当項目に丸印を付けることにしており、増減額の記載は来年度以降に検討させてもらいたい。

【千葉委員】

了解した。検討をお願いします。

【内田委員長】

(3)④の事業費10億円以上増額地区に係る報告は以上とする。

⑤ 再評価実施地区の評価方法について

【事務局（総合政策部計画推進課）】

再評価における二次実施方針3(2)で、『様式1及び様式4を基に、専門委員会の助言を得て評価対象地区の評価方法を決定』することとなっており、事業費10億円以上増額地区は原

則として個別評価、それ以外の地区は原則として一覧表評価と位置付け。

まずは事業費 10 億円以上増額地区に係る評価方法の事務局案を説明。

実施方針の規定に基づいて原則個別評価としつつ、増額のうち自然増の割合が 8 割以上の地区を一覧表評価として提案。

該当地区は 3 地区で、整理番号 84 番のポン川地区（自然増割合 92%）、整理番号 88 番の厚真川地区（同 88%）、整理番号 91 番の太櫓川地区（同 100%）。

この結果、事業費 10 億円以上増額地区の個別評価は、農政部 14 地区、水産林務部 1 地区、建設部 11 地区の合計 26 地区。

次に、事業費 10 億円以上増額以外の地区に係る評価方法の事務局案を説明。

実施方針の規定に基づいて原則一覧表評価としつつ、3つの判定基準（①採択後 10 年以上が経過した時点で継続中の地区、②自然増除外時に総事業費が前回評価から 10 割以上増額の地区、③自然増除外時の総事業費が 10 億円以上になった地区）のいずれかに該当する地区を個別評価として提案。

判定基準①のみに該当する地区は 2 地区で、整理番号 69 番の豊津黒岩地区（採択後 16 年経過）と整理番号 75 番のワッカ美加登地区（同 11 年経過）。

判定基準②のみに該当する地区は 2 地区で、整理番号 99 番の大林川地区（173%の増額）と整理番号 105 番のピリカウタ地区（141%の増額）。

判定基準②と③に該当する地区は 1 地区で、整理番号 63 番のオッカバケ地区（117%の増額・自然増除外時の総事業費 1,376 百万円）。

判定基準③のみに該当する地区は 8 地区で、整理番号 50 番の上富良野地区（自然増除外時の総事業費 1,147 百万円）、整理番号 51 番の越路豊原地区（同 1,367 百万円）、整理番号 52 番の茶志骨第 2 地区（同 1,698 百万円）、整理番号 58 番の幌内地区（同 1,086 百万円）、整理番号 61 番の静狩地区（同 1,253 百万円）、整理番号 98 番の飛生川地区（同 1,760 百万円）、整理番号 100 番のセブ川地区（同 1,540 百万円）、整理番号 109 番の音更宝来本通 6 丁目 1 地区（同 1,277 百万円）。

この結果、事業費 10 億円以上増額地区以外の個別評価は、農政部 3 地区、水産林務部 5 地区、建設部 5 地区の合計 13 地区。

以上から令和 3 年度再評価実施地区は、個別評価が 10 億円以上増額地区の 26 地区とそれ以外の 13 地区の計 39 地区、一覧表評価が 10 億円以上増額地区の 3 地区とそれ以外の 64 地区の計 67 地区で、合計は 106 地区。

次に、全員評価地区の事務局案として、整理番号 32 番の三重地区、整理番号 54 番の釧路地区、整理番号 78 番の恵庭栗山線地区、整理番号 90 番の厚沢部川地区の 4 地区を提案。

《 質 疑 》

【内田委員長】

資料 10 の一覧表評価と個別評価については基準が合理的に決められていて、きちんとしたものになっており、選定方法に漏れはなく、評価方法の変更は不要と感じるが、一覧表評価から個別評価への変更、あるいはその逆があれば指摘をお願いしたいが、いかがか。

【水産林務部漁港漁村課】

前回の公共事業評価専門委員会における千葉委員の発言で、自然増を除外した総事業費が 10 億円以上になった地区を再評価の対象とした方がよいのではないかと話になり、各部の作業量等を勘案すると今年度からの適用は見送って、来年度に向けて検討するという事だったと思うが、その後の委員とのやり取りで変更になって、自然増を除外した総事業費が 10 億円以上になった地区も再評価の対象になったという認識でよろしいか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

そういうことではなく、事業費 10 億円以上増額地区以外は、あくまで経過年数で該当した地区だけが再評価の対象となっている。その中で、前回の公共事業評価専門委員会における千葉委員からの提案内容を個別評価の判定基準として検討して設定したものであり、事業費 10 億円以上増額地区を除くと、経過年数に該当していない地区を再評価の対象とすることはしていない。このことは前回の公共事業評価専門委員会で事務局から今年度は見合わせても

らいたいと回答したとおりで、事業費 10 億円以上増額地区以外を個別評価とする際の判定基準の 1 つとして、事務局から示した案である。

【水産林務部漁港漁村課】

了解した。

来年度以降だが、自然増除外時に総事業費が 10 億円以上となった地区を再評価の対象とするかどうかは、公共事業評価専門委員会の中で判断するという事か。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

該当する地区がどれぐらいになるのか分からないため、改めて各部への実態調査等を行って決めていくことになるかと思われ、各部と相談しながら進めることでお願いしたい。

【水産林務部漁港漁村課】

了解した。

整理番号 55 番の興部地区について、平成 25 年度の事業採択後、平成 28 年度に水産庁の担当課と協議して約 20 億円の増額で計画変更を行ったが、当時の資料を確認すると国の再評価の基準に達していなかったため再評価を受けておらず、道の再評価も受けていなかった。今回は採択後 5 年経過時点で継続中であり、事業費 10 億円以上増額に該当するため再評価の対象になるということで挙げたが、今回評価の総事業費 49 億 9 千万円から更に事業計画が変更予定で、今年度に総事業費を精査しており、その結果、事業費が 10 億円以上増額となる場合は来年度も再評価の対象になる可能性があるため、その点を承知いただきたい。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

興部地区の扱いについては事前に内田委員長と渡部副委員長に相談しており、少なくとも今年度時点で経過年数と事業費の要件に該当するため再評価の対象となるが、今年度の総事業費の精査により事業費の要件に該当することになる場合は、来年度に改めて再評価の対象になるということで承知いただきたい。

【水産林務部漁港漁村課】

了解した。

【内田委員長】

特に意見等がないようであれば各地区の評価方法と全員評価地区については、事務局案のとおり決定ということによろしいか。

【各委員】

特に意見なし。

【内田委員長】

それでは、各地区の評価方法と全員評価地区は事務局案のとおり決定する。

個別評価地区のうち全員評価地区以外の分担の決め方について、事務局より説明をお願いします。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

個別評価 39 地区のうち 4 地区が全員評価のため、1 人当たりの担当は 5 地区となり、例年どおり専門分野を優先しつつ、事業に偏りがあるため専門分野以外も担当をお願いするが、地域性等をなるべく考慮しながら調整させていただく。また、地区分担の決定に当たっては事務局で案を作成して各委員に提示し、必要な調整等を行った上で 9 月中旬以降の委員ヒアリング等に間に合うように最終決定したいと考えている。

《 結 果 》

評価方法別の地区数は次のとおり決定。

・ 個 別 評 価 39 地区（事業費 10 億円以上増額地区 26 地区・左記以外 13 地区）

・一覧表評価67地区（事業費10億円以上増額地区3地区・左記以外64地区）
個別評価地区のうち全員評価地区は整理番号32番の三重地区、整理番号54番の釧路地区、整理番号78番の恵庭栗山線地区、整理番号90番の厚沢部川地区の4地区に決定。

（４）公営住宅事業における近傍同種家賃設定に関わる問題点について

【内田委員長】

資料11に基づいて問題の経緯と、問題の公共事業評価専門委員会への関わりを説明する。

昨年7月28日開催の令和2年度第3回公共事業評価専門委員会において、令和元年度事前評価の継続審議となっていた道営住宅建設費（社会資本整備総合交付金）3地区（（仮）啓南、啓北、（仮）日新町）の再審議を行い、事業要望を行うことは妥当と判断した。

再審議の過程において、事業便益と高額所得者家賃の積算根拠となる近傍同種の住宅の家賃（以下、「近傍同種家賃」という。）の算定方法が使い分けられていることが分かった。

まず、我々の公共事業評価専門委員会に関わる事業便益に関して、便益がこの近傍同種家賃によって計算される。

もう一方の高額所得者家賃だが、公営住宅に入居するには所得制限があり、その基準を超えた人に対する家賃となっていて、一般に言われる市場価格、同じような建物に入居する時の家賃が高額所得者家賃になっている。

いずれも近傍同種家賃で計算するというのが公営住宅法で定められた考え方だが、一物二価的なダブルスタンダードで運営されていることが分かった。なお、近傍同種家賃は資料11の中段の枠内に記載しているとおり、近傍同種の住宅（敷地を含む。）の複成価格（以下、「近傍複成価格」という。）を決めることで計算される。

具体的にどのように一物二価的なものであったか調べたところ、便益計算に用いる近傍同種家賃は近傍複成価格に実建設費を代入して求めていた。公営住宅は長期間にわたって耐えられるものを造ることから割高な建設費になっており、資料1の整理番号27番～29番はほとんどが2LDKにもかかわらず、土地を含まない1戸当たりの建設費が3千万円以上になり、事業便益を計算する際の近傍同種家賃は約16万円になる。

一方、高額所得者家賃の計算においては、国土交通省が定める標準建設費を近傍複成価格に用いており、この場合は土地を含まない1戸当たりの建設費が1千9百万円になり、家賃は10万円弱程度になる。

問題点を簡単に言うと、便益の計算時は便益が高く出るような家賃を設定している一方、入居者に対しては家賃が安く出るような計算がされているということ。

いろいろ調べたところ、公営住宅整備事業に係る新規事業採択時評価手法（平成28年3月国土交通省住宅局住宅総合整備課）（以下、「公営住宅評価手法」という。）では家賃算定における土地部分の家賃算定基礎額として固定資産税評価額を用いた近傍同種家賃を用いると記載されており、恐らく実際の建設費でも国土交通省の定める標準建設費でもなく、市町村税である固定資産税を使いながら市場家賃相当額を計算するという記述があった。

ダブルスタンダードで一物二価的に運用されていることに対して、担当課から何回か説明があった。説明された内容を簡単に申し上げると、「いきなり一物一価的に変えてしまうとハレーションが大きすぎるため、すぐに対応することは難しい」というもので、その説明を何回聞いても理解できるものではなかったことから、公共事業評価専門委員会の場で説明してもらいたいというのがあって、このように問題提起させてもらった。

もし私の解釈が正しいとすると、公営住宅評価手法が策定された平成28年3月以降に本委員会で審議した資料の費用便益比が正しく計算されていないことになり、そのような資料に基づいて事業要望は妥当と認めてきたことになるが、その判断が正しくなかった可能性があるため、これまでの評価結果をもう一度点検しなければならないと思っている。

それと併せて、このようなダブルスタンダードが生じた理由や責任の所在を明確にしながら、今後、どのような対応をしていくのかをきちんと考えてもらいたいと思い、問題点として整理させていただいた。

いずれにしても近傍同種家賃というのは一つのものであるため、それをダブルスタンダードで運用することは納税者への説明責任を果たす上で許されないことと認識しており、住宅課には早急な是正を求めたいと思っている。今回は住宅課の対応方向等が決まっていないため、問

題提起の議論のキックオフのみとなるかもしれないが、これからは今後の対応を含めてこの問題点を議論していきたいと思っており、何か意見があったらいただきたい。

公共事業評価専門委員会の委員を務めていても、費用対効果のマニュアルを見て正確に理解することや見ることも恐らくないと思っており、今回の件では公営住宅法になるが、関係法令まで確認して事業の効率性等を判断するのではなく、担当課からの説明を聞いて何となく評価を通してきたような経緯があるかと思うが、実は公営住宅評価手法が適正に運用されていないという実態が分かったということで、このような事態になったわけである。

既に評価済みの地区を改めて審議又は報告とすることで更に委員の負担を増やすことになるかと思われるが、私としては看過できない状況だと認識している。

《 質 疑 》

【渡部副委員長】

ダブルスタンダードであることは一般常識として問題だと思うが、実際の運用でマニュアルがあって、マニュアルどおりきちんと対応すればダブルスタンダードにならないものの、実態は違っているということで今回の議論が始まっていると認識している。

公営住宅は北海道に限らず全国にあり、デリケートな問題のため教えてくれないかもしれないが、全国の公営住宅におけるマニュアルの運用方法を知りたいと思っているが、知ることはできるのか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

北海道庁としてどのように考えてこのような形で運用しているのかといった点について、まずはきちんと説明する必要があると考えており、説明の流れの中で他の自治体の取扱いも分かれば、併せて報告させてもらいたいと思っている。

【渡部副委員長】

公営住宅の整備に当たっても国からの予算は入っているのではなかったか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

国費は入っている。

【渡部副委員長】

そうであれば、運用が間違っていると国費に対しても誤った評価を行うことになるため、本来はしっかりと運用しなければいけない話である。説明責任を果たすためにもしっかりと実態を調査して、ダブルスタンダードになった経緯や正しい運用方法をしっかりと認識しておかなければならず、公共事業評価専門委員会としてもこれまでの評価の責任を問われかねないため、しっかりと対応していきたいと思う。

【内田委員長】

今回は担当課の対応が決まっておらず、担当課からの説明や回答はないということでよいか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

そのとおり。本委員会ではキックオフという形でお願います。

【千葉委員】

どちらかが正しいか、どちらも正しくないということもあり得るが、仮に事業便益と高額所得者家賃のどちらかが間違っていた場合、国や居住者に対して、具体的にどのような影響が出るのか。事業便益が間違っていた場合はB/Cも違っていたということになると思われるが、どのような影響が生じるのかを教えてください。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

事業便益と高額所得者家賃における近傍同種家賃については、まずダブルスタンダードでの運用の是非を判断した上で、もしそれが不適切だとして、事業便益が誤りの場合は評価をもう

一度行わなければいけないことになるかと思われる。

高額所得者家賃が誤りの場合は、高額所得者家賃を値上げすることになるかと思われる。

【千葉委員】

高額所得者家賃の値上げの場合、遡及はされずに、事実が判明して家賃が改定された後に値上げとなるのか。また、先ほど渡部副委員長から話があったが、国に対しては特に何もいいのか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

今後、精査が必要であるが、道営住宅建設費は社会資本整備総合交付金を活用しており、国において個別評価をしているかどうかはこれから調べないといけないが、国においても個別評価を行っている場合は、国の評価結果も変わってくるかと思われる。

【千葉委員】

例えば国費返還が必要になることもあり得るのか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

そこはまだ回答できる資料がない。

【千葉委員】

了解した。

【内田委員長】

国からの補助金（家賃補助）のことも調べたところ、そこにも近傍同種家賃という文言が出てきたため、恐らく影響すると思われる。ただ、何となく公共事業評価だけがおかしなことになっている気がしており、担当課からの回答を聞かないと分からない。

資料 11 には当初、国からの補助金（家賃補助）のことを記載していたが、本委員会とは関係性がないため削除したものの、議論の内容によっては波及する可能性があると思われる。

【千葉委員】

他の都府県や市町村も同じように運用しているのではないかと思うが、他の自治体における運用状況の事例を確認したものはあるのか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

資料は持ち合わせていないが、住宅課に確認したところ、確認していないようである。

【千葉委員】

了解した。

【内田委員長】

公営住宅評価手法では、都市部においては地価が高いため B/C が 1 以上とならず、事業目的も福祉目的であることから、B/C は 0.8 以上を目標とされている。

このことを念頭にいくつかの都府県の公共事業評価に係る議事録を確認すると、具体的な都府県名は出さないが、B/C が 0.8 を上回っているため事業は問題ないときちんと運用している自治体がある一方、B/C は 1.1 以上で運用している都府県もあったと記憶している。従前の公営住宅整備事業の新規事業採択時評価手法の解説（平成 11 年 4 月 公営住宅事業者等連絡協議会）では B/C が 1 つの評価基準になっており、B/C は 1.1 以上と示されていたものを今でも運用しているものと思われる。いずれにしても、他の都府県に確認しなくても議事録を読めば議論の内容を把握することはでき、B/C は 0.8 以上を目標ときちんと運用している都府県もあると思われるため、聞けばいいだけだと思うが、聞くことは難しいのか。

今日は担当課が同席していないのか。

B/C は 0.8 以上目標となっていることから、昨年度の継続審議の際には事業便益の算定に当たって標準建設費や実勢の市場価格を用いるべきと私は言っていて、担当課の考えと合わず

に審議が延びてしまったが、担当課から実建設費を用いると説明され、昨年7月28日の再審議では事業要望を行うことは妥当と判断した。このような経緯があるため、ここをきちんと検証していきながら、必要であれば再点検する必要があると思っている。

今日は担当課がおらず、質問等が出ても回答は得られないが、今後はこのような議論をしながら、必要であればきちんと改善していくことで進めたいと考えている。

【計画推進課長】

本日の質問等については、回答できなかった点を含め、改めてしっかり回答させていただく。

3 その他

【事務局（総合政策部計画推進課）】

資料12に基づき、今年度の公共事業評価のスケジュールを説明。

9月中旬から10月上旬に委員担当地区のヒアリングを行い、新型コロナウイルス感染症の状況等にもよるが、各委員の判断で現地調査を行うことも可能。

全員評価地区は新型コロナウイルス感染症の状況等を見極めながら、9月中旬から10月上旬に現地又は道庁でのヒアリングを行う予定。

10月下旬に公共事業評価専門委員会を開催して再評価地区の審議を行い、11月上旬に政策評価委員会を開催して公共事業再評価結果を報告する予定。

《 質 疑 》

特になし。

4 閉会